

平成23年3月29日北海道告示第209号における「第2つくし保育園（仮称）建設事業」（以下「本件事業」という。）の事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法（以下「法」という。）第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、法第3条第23号に掲げる「社会福祉法第2条第3項第2号の第二種社会福祉事業」に該当する施設であることから、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される

2 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者は、既に「保育園」の運営実績のある学校法人で、今回、千歳市の保育所民営化に係る事業者公募により選定されたものであり、法人として必要な財源措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益

千歳市内では、現在、市立・民間を合わせて9箇所の子育て支援センターが運営されているが、市立子育て支援センターについては、昭和30年から40年代に開設し、老朽化した施設が多くなっている。

また、市では、共働き世帯の増加や多様化する子育てニーズへの対応が求められており、「千歳市地域福祉計画」、「千歳市子育て支援計画(後期計画)」及び「市立子育て支援センターの整備及び民営化計画」による子育て支援を進めている。

本件事業は、市の「市立子育て支援センターの整備及び民営化計画」に基づく「真々地子育て支援センター民営化に係る事業者募集」を受けて、老朽化し狭小となった市立子育て支援センターに代わる受け皿として整備を進めるものであり、市の就学前人口の分布など地域バランスを考慮した配置や、待機児童の解消や低年齢児の子育て支援など多様な子育てニーズに対応するなど、地域の子育て支援に大きく寄与する施設として位置づけられることから、本件事業により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

(2) 本件事業の施行により失われる利益

起業地の周辺は宅地として分譲が開始されている地域であるが、現状では住宅も少なく、周辺環境への影響は少ないものと考えられ、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものであると認められる。

(3) 本件事業の起業地

起業地は、千歳市の就学前人口の分布や他の保育園との配置など地域でのバランスが考慮されるとともに、保育園として求められる午睡などの騒音に対する配慮や保育活動の一環として活用できる公園などの施設の有無などの環境、交通条件等の面について3つの案を比較検討した上で選定されていることから、当該起業地を本件事業に用いることが相当であると認められる。

(4) 比較衡量

上記(1)から(3)までを踏まえて比較衡量した結果、本件事業の施行により得ら

れる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

本件事業は、千歳市の「市立保育所の整理及び民営化計画」に基づいた老朽化した市立保育所の代替の施設であるとともに、地域の待機児童の解消や多様化する保育ニーズへの対応する施設であることから、緊急に整備すべき公益性の高い事業と認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、事業計画に必要な範囲であり、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲であることから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。